

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年 9月26日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

- |                 |                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 平成30年度黒瀬生涯学習センター受電設備高圧機器交換修繕                               |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18300033                                                   |
| (3) 物品委託役務内容    | 黒瀬生涯学習センターの受電設備高圧機器の劣化が進んでいる為、これを交換し、総合調整により、使用可能な状態にするもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から平成31年 1月31日まで                                    |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 黒瀬生涯学習センター                                                 |
| (6) 予定価格        | 非公表                                                        |
| (7) 最低制限価格      | なし                                                         |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                                                     |
| (9) 入札区分        | 紙入札                                                        |
| (10) 使用する契約約款   | 修繕請負契約約款                                                   |
| (11) 契約種別       | 総価契約                                                       |
| (12) 収入印紙       | 要                                                          |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年9月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年9月26日～平成30年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年9月26日～平成30年10月3日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会生涯学習部 生涯学習課 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館2階） 電話番号 082-420-0979 / ファックス番号 082-422-1610 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年10月9日～平成30年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年10月15日～平成30年10月16日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年10月17日 午前10時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

平成30年度黒瀬生涯学習センター受電設備高圧機器交換修繕仕様書

1 修繕名称 平成30年度黒瀬生涯学習センター受電設備高圧機器交換修繕  
(以下「本修繕」という。)

2 履行場所 黒瀬生涯学習センター

3 履行期間 契約締結日の翌日から平成31年1月31日まで

4 修繕目的

受電設備高圧機器の劣化が進んでおり、交換時期となっている為、これを交換修繕し、総合調整により、使用可能な状態にするもの。

5 使用材料、数量、仕様等

内訳	品名	仕様、標準品等	数量	単位
1	高圧交流負荷開閉器 (LBS)	1 電灯変圧器用	1	台
		2 電灯変圧器用	1	
		3 舞台照明変圧器用	1	
		4 動力変圧器用	1	
		5 進相器用 No.2	1	
		(仕様) 定格電圧 7.2KV 定格電流 200A フック棒操作式 電圧引外し装置なし 絶縁バリア付	計5	
		(標準品) 製造者 三菱電機 形式 SCL-EHS1R 絶縁バリア XL-B011		
		(既設形式) 形式 SCL-SB 定格電圧 7.2KV 定格電流 200A 製造番号 1~4(変圧器用) X21661 5(進相器用) X31844 製造年月日 1994 製造者 三菱電機		

		<p>6 電力ヒューズ</p> <p>(仕様) 7.2KV G20A C7.5A (コンデンサ用)</p> <p>7.2KV G50A T30A (トランス用)</p> <p>7.2KV G40A T20A (トランス用)</p> <p>7.2KV G75A T50A (トランス用)</p> <p>※予備品 上記各々×1組合む</p> <p>※製造者は、LBS本体と同者とする。</p> <p>(標準品) 製造者 三菱電機</p> <p>形式 CL-LB</p>	<p>6</p> <p>8</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>計 26</p>	<p>本</p>
2	<p>変成器</p> <p>(VT)</p>	<p>1 受電用 (R-S)</p> <p>2 受電用 (T-S)</p> <p>(仕様) 変圧比 6600/110V</p> <p>定格負担 50VA</p> <p>(標準品) 製造者 三菱電機</p> <p>形式 PD-50HF 6600/110V</p> <p>(既設形式) 形式 IPE-10AVF</p> <p>定格電圧 6600/110V</p> <p>定格電流 -</p> <p>負担 50VA</p> <p>製造番号 6F-776, F-716</p> <p>製造年月日 1994</p> <p>製造者 愛知電機</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>計 2</p>	<p>台</p>
3	<p>変流器</p> <p>(CT)</p>	<p>1 受電用 (R)</p> <p>2 受電用 (T)</p> <p>(仕様) 定格電圧 6600V</p> <p>定格電流 100/5A</p> <p>(標準品) 製造者 三菱電機</p> <p>形式 CD-25NB 100/5A</p> <p>(既設形式) 形式 ICE-S40</p> <p>定格電圧 6900V</p> <p>定格電流 100/5A</p> <p>負担 40VA</p> <p>製造番号 6G-790, 6G-777</p> <p>製造年月日 1994</p> <p>製造者 愛知電機</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>計 2</p>	<p>台</p>

4	断路器	(仕様) 7.2KV 600A (標準品) 製造者 富士電機 形式 V-6 (既設形式) 形式 V-6 定格電圧 7.2KV 定格電流 600A 製造番号 041F 製造者 FUJI	3	台
5	過電流継電器 (OCR)	(仕様) 検出相数 2要素 (R相, T相) 電流引外しタイプ (標準品) 製造者 オムロン 形式 K20C-ACN ※取付工事時パネル加工有 (既設形式) 製造者 オムロン 型式 K2CA-HC 製造年月日 1994 製造番号 391292 既整定値 限時 3(A)t, 瞬時 30A, 時間 0.25L	1	台

※使用材料は、公共工事建築工事標準仕様書（電器設備工事編）、日本工業規格（JIS）、日本電気工業会標準（JEM）等の関係法令等を準拠するものとし、標準附属品・予備品を含むものとする。

## 6 作業位置 2F屋外部（別紙1参照）



写真1 受電設備全景

## 7 停電作業可能日

平成30年12月28日から平成31年1月4日まで

本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。

## 8 作業内容

- (1) 本体および関係部品を交換し、使用可能な状態にする。なお、必要な部品等は、本修繕業務において調達すること。
- (2) 機器の運転に必要な調整作業。
- (3) 機器の運転に必要な軽微な修理作業。
- (4) 交換関係箇所の清掃及びさびの除去。

## 9 測定・試験

交換後は、法令に基づく当該電気工作物の以下測定・試験を行い、経済産業省等で求める電気設備技術基準の規定に適合しない事項があるときは、当該施設自家用電気工作物保安管理者（以下、管理者）に必要な指導または助言を求めること。

- (1) 高圧一括絶縁抵抗測定
- (2) 過電流継電器竣工試験

## 10 管理者との関係及び調整

本修繕は、次に示す管理者の監督の下で行われるものとする。修繕完了後、管理者の竣工検査を受けなければならない。また、受注者は、修繕日及び検査日について、予め管理者と調整するものとする。

対 象 施 設 黒瀬生涯学習センター

自家用電気工作物保安管理者 大歳電気管理事務所

大歳 和男

電 話 0846-45-5915

## 11 提出書類

9、10に示す試験及び検査の結果報告書、また14(10)に示す作業記録を書面により提出すること。

内容 実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、交換後に実施した試験の内容および結果、産業廃棄物管理票

## 12 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版に定めるところによる。
- (2) 5に記載した形式以外の機材を使用するときは、参考形式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
- (3) 本修繕は、電気工事士法（昭和35年法律第139号）その他関係法令を遵守して実施すること。

- (4) 受注者は、機器交換修繕に際して、第1種電気工事士を配置し業務を実施すること。
- (5) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因の探求に協力し、必要に応じて検査を実施すること。
- (6) 本仕様書に関する事項、または、疑義が生じた場合は担当者との協議のうえ決定するものとする。
- (7) 管理者の立会いに関する費用は発注者が負担する。

### 1.3 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に申し出た上で、平成30年10月2日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。(質問書提出期限：平成30年10月3日)

### 1.4 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、修繕の受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないように配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (6) 本修繕において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (7) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (8) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (9) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において、関係法令に基づき適切に搬出及び処分すること。産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (11) 本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (12) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成21年10月1日訓令第47号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となっ

たときは、速やかに発注者に報告すること。

- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

1 5 問い合わせ先

(1) 発注担当課

生涯学習部 生涯学習課 施設運営係

東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0979

FAX 082-422-1610

(2) 修繕対象施設

黒瀬生涯学習センター

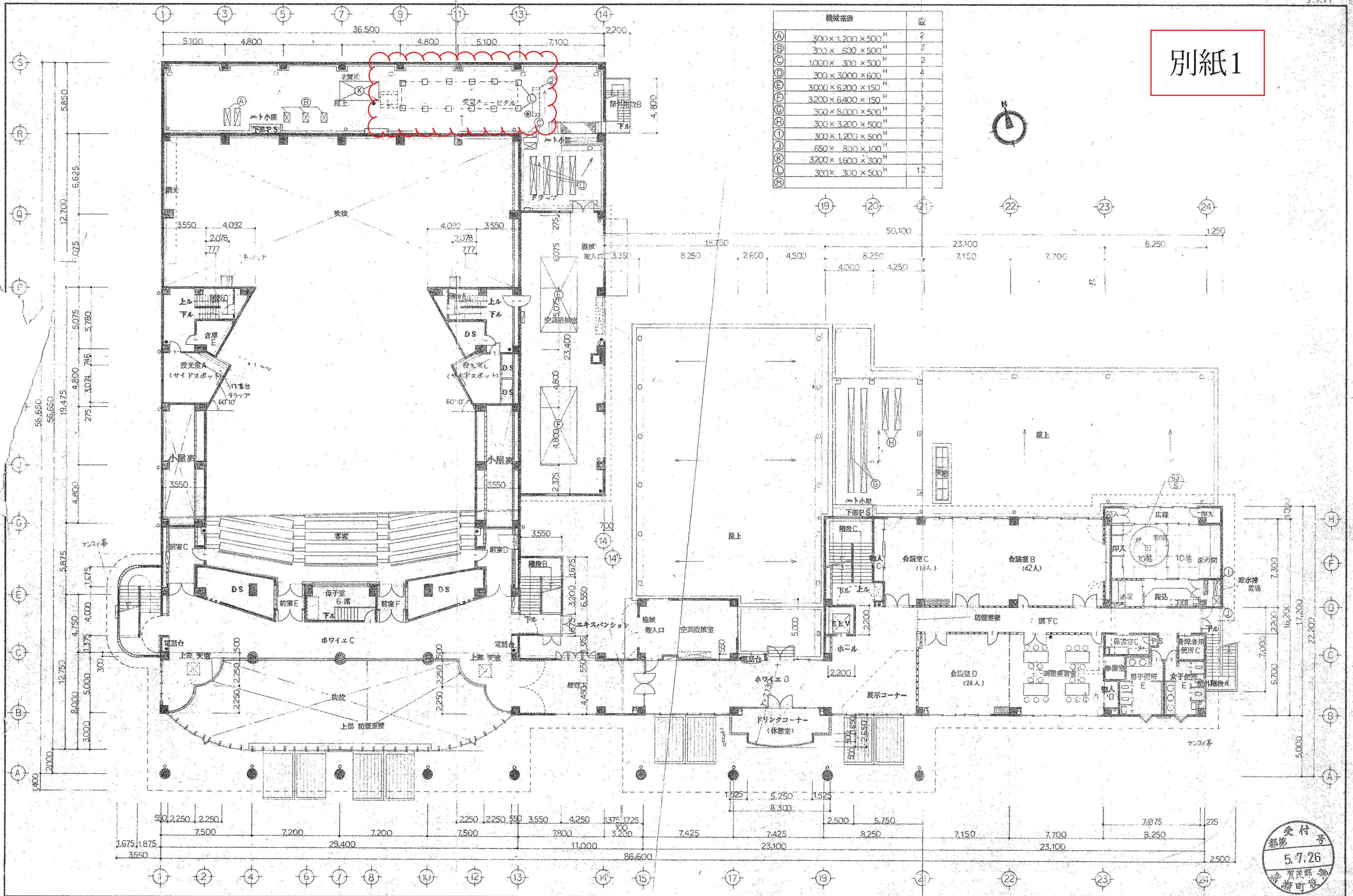
東広島市黒瀬町菅田10番地

電話 0823-82-1100




別紙1

機械基礎	数	
(A)	300×1200×500 <sup>H</sup>	2
(B)	300×500×500 <sup>H</sup>	2
(C)	1000×300×500 <sup>H</sup>	2
(D)	300×3000×600 <sup>H</sup>	4
(E)	3000×6200×150 <sup>H</sup>	1
(F)	3200×6400×150 <sup>H</sup>	1
(G)	300×8000×500 <sup>H</sup>	1
(H)	300×3200×500 <sup>H</sup>	1
(I)	300×1200×500 <sup>H</sup>	2
(J)	650×800×100 <sup>H</sup>	1
(K)	3200×1600×300 <sup>H</sup>	1
(L)	300×300×500 <sup>H</sup>	12



受付  
都第 号  
5.7.26  
宮野正彦

 一級建築士事務所 株式会社 創設計コンサルタンツ 1級建築士登録 第92099号 宮野正彦	NO	(仮称) 黒瀬町民会館新築工事	5.3.31
	34	2階平面図	縮尺 1:200

# 東広島市黒瀬生涯学習センター 単線結線図

別紙2

